

江東区生物多様性地域戦略推進会議の傍聴に関する取扱い
について

標記の件について、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 傍聴手続

(1) 会議を傍聴しようとする者は、会議が開催される15分前までに傍聴申込書により申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、申込者が定員に満たない場合は開催前までに申請し、傍聴券の交付を受けることができる。

(2) 傍聴券の交付は、会議の当日、次により行う。

① 傍聴申込者で、傍聴できるものが定員に満たない場合は、全員を交付対象とする。

② 傍聴申込者で、傍聴できるものが定員を超えた場合は、次のとおりとする。

ア 江東区内に住所を有する者（以下「区民」という。）が定員を超えた場合は、区民全員の中から抽選により交付対象を決定する。

イ 区民が定員を超えない場合は、区民全員を交付対象とした後、区民以外の者全員の中から抽選により残数分の交付対象を決定する。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、3名とする。

3 傍聴できない者

次の者は会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器等の危険物又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) 会議の運営を妨害する恐れがあると認められる者

4 傍聴券の提出等

- (1) 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、係員に提示し傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

5 禁止行為

傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議の進行を妨害すること。
- (3) 飲食し、又は喫煙すること。
- (4) はち巻き、腕章の類をする等、示威的行為をすること。
- (5) 許可なく写真、画像等を撮影し、又は録音すること。
- (6) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の運営の妨害となるような行為をすること。

6 傍聴人の退場

- (1) 江東区生物多様性地域戦略推進会議会長(以下「会長」という。)は、会議の進行上必要があると認めたときは、傍聴人に退場を命ずることができる。
- (2) 会長は、傍聴人が禁止行為に違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。
- (3) 傍聴人は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。